

輸出対応型生産・出荷施設緊急整備 事業実施要領の制定について

〔 2 4 生産第 2 3 4 5 号
平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日
農林水産省生産局長通知 〕

輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業については、先の輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業実施要綱（平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日付け生産第 2 3 4 3 号農林水産省事務次官依命通知）が定められたとことであるが、その詳細について、輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切にご指導をお願いします。

なお、貴局管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

(別紙)

輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業実施要領

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制を整備するものとし、事業実施主体においては、別表に定めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 本事業を実施した事業実施主体は、輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業実施要綱（平成24年11月30日付け24生産第2343号農林水産省事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第11の5にかかわらず、要綱別表1のメニューの欄の1の施設については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設を利用する農業者から、要綱第11の5の点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。
- (5) 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、実施計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（ア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (8) 整備事業で実施する共同利用施設は、原則として、新品、新築又は新設によ

るものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 共同利用施設の整備に対する交付は、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

- (10) 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- (11) 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農畜産物の処理加工に当たっては、農畜産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (12) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、交付の対象外とするものとする。

- (13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負

担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (14) 果樹について、本事業が行われる都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

- (15) うんしゅうみかん又はりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

- (16) 稲、麦、大豆、果樹又は野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けること等により、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」（平成19年3月31日付け農林水産省ホームページにおいて公開した「基礎GAP」）の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

- (17) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等について再資源化等の有効活用に努めるものとする。

2 事業実施主体

- (1) 農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表1の事業実施主体の欄の10の「生産局長が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
- (2) 要綱別表1の事業実施主体の欄の11の「生産局長が別に定める」消費者団体とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）であって、次の要件をすべて満たす団体とする。
- ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。
- イ 営利を目的としないものであること。
- ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。
- (3) 要綱別表1の事業実施主体の欄の14の特認団体は、次のとおりとする。
- ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
- イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

3 採択要件

- (1) 成果目標については、別表の「成果目標基準及びポイント」欄に定めるところにより設定するものとする。
- (2) 都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、要綱別表1の採択要件の欄の1の定めにかかわらず、受益農家及び事業参加者が3戸以上であっても事業を実施することができる。
- ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、事業参加者が3戸未満であっても事業を実施することができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

ア 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、（ウ）及び（エ）の目標年度は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

（ア）本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

（イ）特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（エ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、（イ）及び（ウ）の目標年度は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

（ア）離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

（イ）当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（3）整備事業の上限事業費

要綱別表1のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて配分対象とすることができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ヘクタール未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき450

		千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量 1 トンにつき 245 千円、ただし、計画処理量 2 千トン未満の場合は 315 千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量 1 トンにつき 1,600 千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。） 建物	計画処理量 1 トンにつき 380 千円 計画処理量 1 トンにつき 135 千円 115 千円／m ²
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量 1 トンにつき 270 千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。） 建物	計画処理量 1 トンにつき 170 千円 計画処理量 1 トンにつき 90 千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は 135 千円 70 千円／m ²
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量 1 トンにつき 270 千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400 千円／ha
	防風施設	41,970 千円／ha
有機物処理・利用施設	堆肥等生産施設	480 千円／t
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000 千円×1 日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）
	食鳥処理施設	200 千円×1 日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100 千円×1 年当たりの処理能力

（注） 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

（4）要綱別表 1 の採択要件の欄の 5 に定める総事業費に満たない場合にあっては、要綱第 3 の 6 に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては、当該事業を実施できるものとする。

(5) 面積要件等

ア 要綱別表 1 の採択要件の欄の 3 の生産局長が別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしていること。 (a) 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
畑作物・地域特産物	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	そば	5ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	その他地域特産物	2ヘクタール	

果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては5ヘクタール	
	施設野菜	5ヘクタール	
	露地野菜	2ヘクタール	・都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合とする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。
	施設野菜	5,000平方メートル	
花き	露地花き	5ヘクタール	
	施設花き	3ヘクタール	

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (カ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われているこ	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策

		と又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
畑作物・地域特産物	茶	5ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

4 共同利用施設等の基準

(1) 要綱別表1のメニューについては、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物共同利用施設	・野菜の取組を対象として、消費者団体が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基き、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で

	販売される豆類は、この限りでない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・ 精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・ 土地利用型作物に係る施設とする。 ・ 整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・ 既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・ 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・ 精米施設、もみがら処理加工施設を含む。

附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	

搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。

品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中的のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （b）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 （c）事業実施主体と米穀の輸出先国の販売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 （d）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引斡旋施設	・茶等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、輸出拡大のために集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、こ

	の場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととする。 また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。 なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。 そのうち（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入

	肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 (c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 (d) 所有の明確化 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 (a) 園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守、点検、管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあつては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接し

	ない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。 また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。 （a）道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 （b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守、点検、管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	

生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。 なお、(a) から (c) までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c) については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 (a) 栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 (b) 資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 (c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 (d) 所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。
省エネルギーモデル温室	・当該施設を導入する場合は、3の（5）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有

	するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、3の（5）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 ・なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、3の（5）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入する場合は、3の（5）に定める面積にかかわらず設置できるものとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水

	施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。 ・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 （a）事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 （b）事業実施主体又は（a）により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

	とする。
種子生産高度化施設	・都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・堆肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「堆肥等生産施設」と「堆肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む。）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むお

処理施設	その高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。
附帯施設	
畜産物共同利用施設整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a）当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 （b）当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （c）当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 （d）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （e）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 （f）豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当

	たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。）を順守するために、必要なものであること。 ・輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力がおおむね5,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	

輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成３年政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第40号）を順守するために、必要なものであること。 ・輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第３条第１項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の１日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	・生産者が共同又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が行うことを目的とした加工のための施設・設備とする。 ・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設

	で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに輸出先国のニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。
--	--

	・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。
--	--

	・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。
--	--

(2) 要綱第3の7の地域提案において、集出荷貯蔵施設における貯蔵施設における常温貯蔵施設は整備対象とすることができない。

附 則

1 この要領は、平成24年11月30日から施行する。

別表

現況値ポイント	
1	事業実施主体が農畜産物に関する輸出実績があること (平成19年度から平成24年度までの5年間) . . . 10ポイント
2	輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録 を実施していること (例) 台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等 . . . 10ポイント
3	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成 10年法律第59号)に基づく高度化計画の認定(以下 「HACCP認定」という。)(民間認証を含む。)を取得 していること . . . 9ポイント
4	イスラム諸国への輸出に要求されるハラール認定マークの 表示をされた食品を製造する施設としてハラール証明発行 機関による証明(以下「ハラール証明」という。)を受けて いること . . . 9ポイント
5	事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又 は協議会の構成員であること . . . 7ポイント
6	輸出対象品目を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等 に参加したことがあること . . . 5ポイント
7	輸出対象品目を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に 関する商談会等に参加したことがあること . . . 2ポイント
8	輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること . . . 1ポイント
成果目標基準及びポイント	
1	輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 40%以上 . . . 20ポイント 30%以上 . . . 18ポイント 20%以上 . . . 16ポイント 10%以上 . . . 14ポイント 5%以上 . . . 12ポイント
2	新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合、輸出向けの出荷量又は出荷額の当 該品目全体に占める割合(畜産物にあっては、年間輸出量) 12%(20トン)以上 . . . 20ポイント 9%(15トン)以上 . . . 18ポイント 6%(10トン)以上 . . . 16ポイント 3%(5トン)以上 . . . 14ポイント 輸出実績があること . . . 12ポイント

3	H A C C P 認定（民間認証を含む。）を取得していること	・・・10ポイント
4	ハラール証明を取得していること	・・・10ポイント
5	輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等	・・・10ポイント
6	上記の3、4、5の認定等を要さない輸出先国への出荷体制の整備	・・・5ポイント
※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算		
7	H A C C P 認定（民間認証を含む。）とハラール証明の両方を取得	・・・2ポイント
8	施設整備により輸出先国を追加 （新規の取組の場合、2カ国目以降）	・・・（1カ国につき）2ポイント
9	施設整備により輸出品目を追加 （新規の取組の場合、2品目目以降）	・・・（1品目につき）2ポイント
10	輸出先国開催の商談会等に参加 日本国内開催の商談会等に参加	・・・3ポイント ・・・2ポイント

- 注 1 「現況値ポイント」及び「成果目標基準及びポイント（以下「成果目標」という。）を1つずつ選択できるものとする。
- 2 「輸出向け出荷量又は出荷額」は輸出を行った農畜産物の総量又は総額を対象とする。
- 3 品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。
ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。
- 4 「成果目標」における8、9のポイントは、1、2の目標を選択した場合のみ加算することができる。
- 5 「成果目標」の合計は、20ポイントを上限とする。
- 6 要綱第6の1の「別に定める」ところにより交付金を交付するものについては、事業実施主体ごとの事業実施計画を別表に基づき算定したポイントの高い順に並び、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。なお、配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該可能額を当該都道府県に配分する。